**地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加資格の特例について**

参考資料６

大阪中学校体育連盟

１　地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、大阪中学校体育連盟（地区予選が生じる競技の場合は、大阪府内各地区中学校体育連盟を含む）に参加を認められた生徒であること。

　２　大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。

ア、大阪中学校体育連盟主催大会に参加を認める条件

・　大阪中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

・　生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致していること（大阪府下の中学校等に在籍している中学生であること）。

・　地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあっては、日常継続的な活動が代表者もしくは　　指導資格を有する指導者の指導のもとに、大阪府下で適切に行われていること。

・　『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和４年12月スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動 」を遵守していること。

・　当該競技を管轄する中央競技団体もしくは大阪府の競技団体に登録※１されていること。かつ同じ内容で大阪中学校体育連盟に登録※２していること（地区予選が生じる競技に参加を希望する場合における各地区中学校体育連盟への登録費については、各地区中学校体育連盟の判断に委ねる）。

※１　別紙競技団体一覧を参照のこと。準硬式野球については競技団体が存在しないため除く。

※２　大阪中学校体育連盟への登録手続きは、所定の様式を用いた申請・ヒアリング等を実施したうえで、

登録の可否を判断する。

大阪中学校体育連盟の登録にかかる費用は、１団体あたり35,000円（単年度）とする。なお、参加

を希望する競技によっては、別途参加料を徴収する場合がある。

・　大阪中学校体育連盟主催大会における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判　など運営上必要な事項に協力すること。

・　地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で大阪中学校体育連盟主催大会（予選会含む）に　　　参加する場合、同一年度内の同一大会では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。また、他の地域スポーツ団体等での参加も認めない。

　　イ、大阪中学校体育連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件

・　大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

・　大会参加に際して、地域スポーツ団体等においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率・監督に関する特例４‐②を適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

・　大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

・　団体競技における地域スポーツ団体（地域クラブ活動）名での出場は１チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

３　参加を認めない場合

ア、 大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は、以降一切の参加を認めない。

イ、上記理由により、大阪中学校体育連盟の認定を取り消すこととなった場合、認定等にかかった費用は返金をしない。

４　その他

・　この特例は、令和５年４月１日より施行する。

・　上記特例については、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

・　上記特例については、今後も検討を続けていく。

令和４年１０月２６日理事会　　　決定

令和４年１２月１９日臨時理事会　改正（②－ア）

令和５年３月８日理事会　　　　　改正（名称追加）

**複数校合同チーム参加規定**

大阪中学校体育連盟

１　趣旨

参加を承認する精神は、あくまで少人数の運動部による単独でのチーム編成が困難な場合の救済措置で、合同チームの編成希望があった場合認めていく。この場合、学校長の判断により、近隣の中学校等と合同でチームを編成し、大会に参加することができる。なお、複数校合同チームで参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

２　条件

①　参加規定

　ア、個人種目のない以下の競技種目※１に限る。

サッカー（11）、ラグビーフットボール（12）、準硬式野球（９）、軟式野球（９）、

バレーボール（６）、バスケットボール（５）、ソフトボール（９）、ハンドボール（７）

※１　ただし、（ ）内の人数を下回った場合、合同チームを編成できる。

イ、合同チームは、原則として各市町村内※２の複数校で編成する１つのチームである。

　　　　　※２　各市町村内で編成することが困難な場合は、当該市町村が所属する各地区内での編成を認める。

ウ、学校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができない場合※３に認める。ただし、勝利至上主義の趣旨でなく、合同が適正であると認められた場合に限る。

※３　２校ともに出場最低人数に足りない場合を基本とするが、どちらか一方の学校において人数を下回って

いない場合でも、編成をしなければ救済ができない場合に認めるものである。３校以上での編成につい

ては、その校数が集まらなければチーム編成ができない場合のみとなる。

エ、合同チームとして、それぞれの学校教育計画に基づいて活動しており、学校長が承認し、　　　監督と各学校の引率教員をつけ、日常的な活動を行っている部に限る。

オ、チーム名は連名で表示する。

カ、参加申込み手続きは、各専門部による。

キ、合同チームの引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員※４とする。

ただし、やむを得ない場合は、代表引率・監督を認める。

なお、部活動指導員は、代表引率・監督にはなれない。

※４　ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第 78 条の2に示されている者をいう。

ク、合同チームの出場を認めた時は、専門委員長は大阪中体連事務局まで報告する。

改　　正　　　　平成３０年　３月１５日（２－①－カ）

令和 ４ 年１０月２６日（２－①－ア～ク、②削除）

**拠点校方式による部活動のチーム等の参加規程**

大阪中学校体育連盟

１　趣旨

参加を承認する精神は、生徒数の減少等に伴う部活動の設置・運営が困難な状況に対して、生徒にとって望ましい部活動が展開されるよう、各学校の設置者（各市町村教育委員会等）が行う拠点校方式による部活動や、各学校の設置者による拠点校方式の制度がない学校・種目間において、協定等による学校間の連携により編成される運動部（個人種目含む）のチーム等で大会の参加希望があった場合認めていく。なお、参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

２　条件

①　参加規定

ア、学校の設置者により、当該域内において、拠点校を定め編成される１つの運動部であること。

もしくは、学校間で協定等を締結のうえ編成される１つの運動部であること。この場合、協定等を締結できる地域は、各市町村内に限る。

また、学校間の連携による編成は、あくまで在籍校に希望する部活動がないことによるものと　する。

イ、拠点校の管理下で日常的に活動を行っていること。

ウ、拠点校を編成する関係校全てが本連盟に加盟していること。

エ、チーム等の名称は拠点校名とするが、拠点校であることが分かる形とする。

オ、大会参加に係る必要な手続き等は拠点校で行うこととし、参加申し込み手続きは、各専門部に　よる。

カ、大会の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員※とする。

※ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第 78 条の２に示されている者をいう。

キ、拠点校方式によるチーム等の出場を認めた時は、専門委員長は大阪中体連事務局まで報告する。

　②　その他

・この規定は、令和５年４月１日より試行実施※することとし、令和６年４月１日より施行する。

※ここでいう「試行実施」における対象は、各市町村教育委員会により、当該域内において拠点校を定めて編成

されるもののみをさす。

策　　定　　　　令和 ４ 年１０月２６日

改　　正　　　　令和 ５ 年　３月　８日（２－②）

**「引率・監督に関する特例」**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別記）

本連盟の主催する大会は、中学校教育の一環として位置づけ、府内中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技術の向上とスポーツマンシップの高揚をはかり、心身ともに健全な中学生を育成することを目的としている。このことから、生徒の大会参加に伴う引率・監督については、出場校の校長・教員・部活動指導員であることを基本とするが、学校事情により出場校の校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、出場校の校長がやむを得ないと判断した場合に限り、下記の規定に基づき出場校の校長・教員・部活動指導員以外の引率や監督による大会参加を認めるもので、安易に引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督を認めるものではない。

１　引率者としての外部指導者の規定

1. 出場校の校長が認めた二十歳以上であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約（本連盟における手続き・報告は、報告書・様式１，２をもって行う）がなされていること。
2. 専門部からの要請があるときは、大会競技役員として大会運営に協力すること。また、専門部によっては、そのための資格を求める場合もある。
3. 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
4. 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門部長から出場校の校長に連絡し、資格を取り消す。
5. この規定以外のことは、大会要項及び各競技専門部の定める規定の通りとする。

２　引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。

1. 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合

・出場校の校長は、様式１，２により手続きを行ったうえで、競技専門部に「報告書」を提出する。

② 他校の校長・教員へ監督を依頼する場合

・出場校の校長は、監督を引き受けた校長・教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼し、競技専門部の承認を得ること。

・その際は、様式３，４，５，６により手続きを行ったうえで、競技専門部に「報告書」を提出する。

３　生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う。

４　引率上の留意点及び大会会場においての留意点

1. 引率上の留意点等
   1. 引率時は、公の交通機関を利用する。
   2. 引率外部指導者は、引率上の指導事項等について事前に当該校の校長と十分に協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導すること。
   3. 引率外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは、外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
   4. 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
   5. 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
2. 大会会場においての留意点等

(a)　競技上の抗議及び質問は、監督者のみ行うことができる。

(b)　各競技専門部が定める大会要項を遵守し、責任ある行動をとること。大会本部が相応しくないと判断した場合は、退場を命じるとともに、当該人物については、以降一切の参加を認めない。

５　本規定は、平成１５年４月１日より実施する。

改正　令和５年３月８日